

「国家戦略特区」 — 東京開業ワンストップセンター —

平成 28年 11日 17日
内閣府 地方創生推進事務局

国家戦略特区で実現した規制改革

全73事項のうち主なもの（特区措置53事項、全国措置20事項）

都市・創業・外国人材・観光

都市計画の手続き迅速化

居住を含めた都市環境の整備

開業ワンストップセンター

法人設立手続きの簡素化・迅速化

公証人の役場外の定款認証

公証人の公証役場以外での活動解禁

家事支援外国人材の受入れ

女性の活躍推進、家事負担の軽減等

民泊（宿泊可能な住宅解禁）

内外の観光客の滞在ニーズへの対応

過疎地域等での自家用自動車の活用拡大

内外の観光客等の運送ニーズへの対応

農 林

農業委員会と市との業務見直し

農地の流動化促進

農業生産法人の要件緩和（平成28年4月から全国措置）

6次産業化の推進

農業への信用保証制度の適用

農業の資金調達の円滑化

国有林野の貸付拡大

国有林野の活用促進

企業による農地取得の特例

担い手不足や耕作放棄地等の解消

医療・保育

外国医師の受入れ

高度な医療技術を有する外国医師等の受入推進

病床数の特例

高度な水準の医療の提供

保険外併用療養（先進医療の承認迅速化）

外国で承認された医薬品等の導入促進

革新的医療機器の開発迅速化

医療イノベーションの推進

医学部の新設

グローバル医療人材の育成

地域限定保育士（年2回目の試験実施）

保育士不足の解消

都市公園内の保育所設置

保育所等の福祉サービスの充実

テレビ電話による服薬指導の特例

遠隔診療のニーズへの対応

雇用・教育

雇用労働相談センター（雇用条件の明確化）

新規開業企業、グローバル企業等の労使紛争の未然防止

公設民営学校の解禁

グローバル人材の育成等、多様な教育の提供

東京開業ワンストップセンター

(改正国家戦略特別区域法 平成27年9月1日施行)

- ・外資系企業、国内ベンチャー企業等の開業を促進するため、JETRO本部内(アーク森ビル)に開設し、国と都が共同で運営。(平成27年4月1日開設)
- ・公証人による定款認証、登記、税務、年金・社会保険、在留資格認定証明書等の法人設立に係る手続きを集約化。(平成27年10月1日業務開始)
- ・ブースには、各省庁及び都が相談員を派遣し、申請文書等の作成支援・受付等を行っている。

実績(平成28年10月末時点)

①利用者数

1,557名(1日平均4.0名)

②利用件数

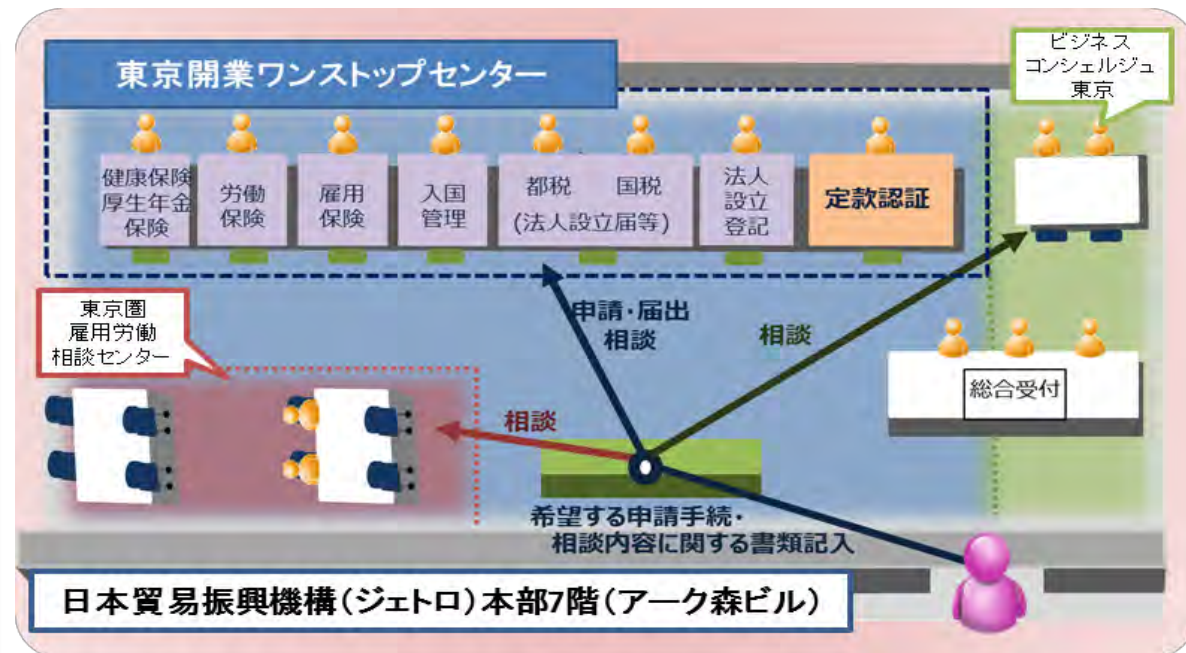
3,065件(1日平均7.9件)

(登記670件、税務581件、健康保険470件等)

③申請件数

100件

(定款45件、入国管理37件、都税16件、その他2件)



起業・開業ワンストップセンター

「日本再興戦略2016」（平成28年6月2日閣議決定）

（世界と戦える国際都市の形成、国際イノベーション拠点の整備）

② 東京開業ワンストップセンターの抜本的強化

・昨年4月より開設している「東京開業ワンストップセンター」における起業・開業に必要な各種申請等の受付について、外国人を含めた起業・開業を更に促進するため、登記、税務、年金等の6事務について電子申請を行うことができる支援体制等を整備するとともに、現在、入国管理等の一部の事務について実施している窓口における申請の受付等について、すべての事務に範囲を拡大する等、同センターの利便性の抜本的な向上を図る。

・また、開業に伴う外国人材の入国手続きの円滑化を図る観点から、同センターにおける申請可能な在留資格の対象について、「経営・管理」、「企業内転勤」に加え、「技術・人文知識・国際業務」を追加する。さらに、在留資格について、法人開設後に同センターにて申請できる期限を、現状の6か月以内から延長する。

・さらに、同センターの利用率向上を図るため、政府の中小・ベンチャー企業への支援策とも密接に連携するとともに、独立行政法人日本貿易振興機構等の創業相談窓口等におけるセンターの積極的な紹介や、国内外の創業希望者や外国企業等に対するPRを強化する。



今後の課題

「申請の窓口受付（登記、国税）」、「電子申請」について、年内に可能とするよう、関係省庁等と調整中。

東京開業ワンストップセンターの見直し（案）

電子申請 (全国制度)		現状				見直し案	
定款	○ ※2	公証人	書類作成支援	オンライン 手続支援 ・申請	定款 認証	オンライン 手続支援 ・申請	定款 認証
商業登記	○ ※1	司法書士	書類作成支援	オンライン 手続支援 オンライン 申請		オンライン 手続支援 ・申請	受付等
税務	○	国税 税理士	書類作成支援	オンライン 手続支援 ・申請		オンライン 手続支援 ・申請	受付
	○	都税 職員	書類作成支援	オンライン 手続支援 ・申請	受付	オンライン 手続支援 ・申請	受付
労働保険	○	社労士	書類作成支援	オンライン 手続支援 ・申請	書類 預かり	オンライン 手続支援 ・申請	受付
雇用保険	○	社労士	書類作成支援	オンライン 手続支援 ・申請	書類 預かり	オンライン 手続支援 ・申請	受付
健康保険 年金保険	○	職員	書類作成支援	オンライン 手続支援 ・申請	書類 預かり	オンライン 手続支援 ・申請	受付
入国管理	×	行政書士	書類作成支援	—	受付		受付

※1 登記のオンライン申請については申請番号を記載した印鑑届書の持参もしくは郵送での提出が別途必要。

※2 現行の制度では、定款の電子公証制度を利用する場合には事前に打ち合わせておいた日時に公証人の認証に立ち会うことが必要。